

山口県医師会長 様

山口県健康福祉部医療政策課長

令和3年度病床機能報告制度の実施について

医療行政の推進につきましては、平素より格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省から、別添のとおり本年度の報告の実施について対象医療機関に通知した旨、連絡がありました。

つきましては、本制度の趣旨を御理解いただき、当該報告が円滑に行われますよう、御協力を賜りますようお願いします。

なお、関係各医療機関には別添のとおり通知しましたので申し添えます。

おって、本制度に係る疑義照会への対応、提出される情報の集計・確認等の業務については、厚生労働省から株式会社三菱総合研究所に委託されておりますので、申し添えます。

記

(報告期限等)

- ・ 報告期間：令和3年10月 1日(金)～10月31日(日)
- ・ 修正期限：令和3年12月31日(金)

(参考)

- 1 病床機能報告ホームページ ※10月1日開設
U R L : <https://byousyounkinouhr3.azurewebsites.net>
- 2 疑義照会窓口
電 話 : 0120-989-459 [平日 9:30～17:30 受付]
F A X : 03-6826-5060 [24時間受付]

(留意事項)

令和3年度の病床機能報告では、別添の厚生労働省からの通知のとおり、入院診療実績については、前年度(令和2年4月～令和3年3月)の1年分を月別かつ病棟別に報告することとなった。

医療企画班 担当 吉賀

Tel:083-933-2924 FAX:083-933-2829

E-mail: yoshiga.shuuhei@pref.yamaguchi.lg.jp

令 3 医 療 政 策 第 572 号
令和3年(2021年)10月1日

関係各医療機関管理者 様

山口県健康福祉部医療政策課長

令和3年度病床機能報告制度の実施について

医療行政の推進につきましては、平素より格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省から通知のあった標記の件については、制度の趣旨を御理解いただき、下記の事項に留意の上、期限までに報告を実施いただきますようお願いいたします。

なお、本制度に係る疑義照会への対応、提出される情報の集計・確認等の業務については、厚生労働省から株式会社三菱総合研究所に委託されておりますので、申し添えます。

記

(報告期限等)

- ・報告期間：令和3年10月 1日（金）～10月31日（日）
- ・修正期限：令和3年12月31日（金）

(参考)

- 1 病床機能報告ホームページ ※10月1日開設
URL：<https://byousyoukinouhr3.azurewebsites.net>
- 2 疑義照会窓口
電 話：0120-989-459 [平日 9:30～17:30 受付]
FAX：03-6826-5060 [24時間受付]

(留意事項)

- ・医療機能の選択にあたっては別添参考資料を参照の上、医療機能の選択を行われたい。
- ・令和3年度の病床機能報告では、別添の厚生労働省からの通知のとおり、入院診療実績については、前年度（令和2年4月～令和3年3月）の1年分を月別かつ病棟別に報告することとなった。

医療企画班 担当 吉賀

Tel:083-933-2924 FAX:083-933-2829

E-mail: yoshiga.shuuhei@pref.yamaguchi.lg.jp

参考資料

病床機能報告における医療機能の選択について

診療報酬上では、看護人員配置が手厚いほど高い点数が設定されているが、病床機能報告においては、看護人員配置が手厚い場合であっても、実際に提供されている医療機能を踏まえて、報告すること。

○ 下表に掲げる高度急性期・急性期に関連する医療を全く提供していない病棟については、高度急性期機能及び急性期機能以外の医療機能を適切に選択すること。なお、下表に掲げる医療を全く提供していないにもかかわらず、高度急性期機能又は急性期機能と報告する場合は、下表に掲げるもの以外にどのような医療行為を行ったのかを別途報告する必要がある。

高度急性期・急性期に関連する医療行為は、以下に掲げるもの。

カテゴリ	具体的な項目名		
分娩	分娩（正常分娩、帝王切開を含む、死産を除く）		
幅広い手術	手術（入院外の手術、輸血、輸血管理料は除く）	全身麻酔の手術	人工心肺を用いた手術
	胸腔鏡下手術	腹腔鏡下手術	
がん・脳卒中・心筋梗塞等への治療	悪性腫瘍手術	病理組織標本作製	術中迅速病理組織標本作製
	放射線治療	化学療法	がん患者指導管理料 イ及びロ
	抗悪性腫瘍剤局所持続注入	肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入	超急性期脳卒中加算
	脳血管内手術	経皮的冠動脈形成術	入院精神療法（Ⅰ）
	精神科リエゾンチーム加算	認知症ケア加算 1	認知症ケア加算 2
	精神疾患診療体制加算 1 及び 2	精神疾患診断治療初回加算（救命救急入院料）	
重症患者への対応	ハイリスク分娩管理加算	ハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅱ）	救急搬送診療料
	観血的肺動脈圧測定	持続緩徐式血液濾過	大動脈バルーンパンピング法
	経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）	補助人工心臓・植込型補助人工心臓	頭蓋内圧持続測定（3 時間を超えた場合）
	人工心肺	血漿交換療法	吸着式血液浄化法
	血球成分除去療法		
救急医療の実施	院内トリアージ実施料	夜間休日救急搬送医学管理料	救急医療管理加算 1 及び 2
	在宅患者緊急入院診療加算	救命のための気管内挿管	体表面ペーシング法又は食道ペーシング法
	非開胸的心マッサージ	カウンターショック	心膜穿刺
	食道圧迫止血チューブ挿入法		
全身管理	中心静脈注射	呼吸心拍監視	酸素吸入
	観血的動脈圧測定（1 時間を超えた場合）	ドレーン法、胸腔若しくは腹腔洗浄	人工呼吸（5 時間を超えた場合）
	人工腎臓、腹膜灌流	経管栄養・薬剤投与用力カテーテル交換法	

- 特定機能病院における病棟について、一律に高度急性期機能を選択するのではなく、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択すること。
- 「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療」を提供している場合には、現状において、リハビリテーションを提供していなくても回復期機能を選択できる。回復期機能については、「リハビリテーションを提供する機能」や「回復期リハビリテーション機能」のみに限定するものではない。
- 地域包括ケア病棟については、当該病棟が主に回復期機能を提供している場合は回復期機能、主に急性期機能を提供している場合は急性期機能を選択するなど、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択すること。
- 医療機能別に、保険点数による疾患別の診療行為の実態把握を行った調査の結果を踏まえ、保険点数による医療機能分類を次のとおりとするので、医療機能の選択において参考にされたい。

（保険点数による医療機能分類）

医療機能	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
対象保険点数	3000 点以上	600 点以上 3000 点未満	175 点以上 600 点未満	175 点未満

※対象保険点数は、患者 1 日当たりの診療報酬の出来高点数の合計（入院基本料等を除く）

病床機能報告の提出に当たり、特に御留意いただきたい点

病床機能報告の提出に当たっては、例年、記入漏れや報告後の修正が生じていることから、報告書作成の際は、特に以下の点に御留意いただきますようお願いいたします。

- 各病棟の病床数の計が報告許可病床数と一致しているか
- 病床機能（現状及び 2025 年）は正しく選択されているか
- 対象となる期間の数値となっているか
- 休棟中の病棟も含めた全ての病棟について、病棟票が全項目記入されているか
- 各病棟の職員数のみではなく、施設全体の職員数、病棟以外の職員数も記入されているか
- 手術総数のみではなく、個別（臓器別）手術の実施件数も記入されているか
- がん・脳卒中・心筋梗塞等への治療状況等の項目について、記入漏れがないか
- 数字を記入する欄が「0」の場合に「0」が記入されているか

医政地発 0927 第 2 号
令和 3 年 9 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

令和 3 年度病床機能報告の実施等について

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 13 の規定に基づき、病院又は診療所であって一般病床又は療養病床を有するもの（以下「病床機能報告対象病院等」という。）は、毎年 7 月 1 日時点における病床の機能と 2025 年の病床の機能の予定、入院患者に提供する医療の内容等を都道府県知事に報告することとしています。

これについて、別添 1 のとおり、病床機能報告対象病院等に対し周知しましたので御了知の上、下記について病床機能報告対象病院等に対して周知いただき、各医療機関の報告が円滑に行われるよう御配慮願います。なお、関係団体の長にも別添 2 のとおり通知を発出していることを申し添えます。

記

1. 入院診療実績の報告対象期間の通年化等について

別添 3 「令和 3 年度以降の病床機能報告における入院診療実績の報告内容等について」（令和 3 年 4 月 13 日付け医政地発 0413 第 2 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「課長通知」という。）でお示ししたとおり、令和 3 年度以降、入院診療実績については、前年度（前年 4 月～3 月）の 1 年分を月別かつ病棟別に報告を求めることとしています。

併せて、以下のような負担軽減を図ることとしています。

- 毎年度、病床機能報告の実施に当たり、国から当該病院等に提供している電子レセプト情報を活用して整理した入院診療実績データについて、令和 3 年度以降、公費負担医療制度により請求された電子レセプト情報分を含めた上で提供するとともに、病床機能報告の入力画面等において、当該データが報告様式に自動的に表示されるような機能を設け、入力の手間を減らすこと

とする。

- 診療報酬請求時の電子レセプトにあらかじめ病棟コードを記録していない医療機関については、国から病棟別の入院診療実績データを提供することができないことから、当面の間、可能な範囲で病棟別に振り分けて報告すれば足りることとする（病院全体の入院診療実績を特定の病棟の診療実績としてまとめて報告して差し支えない）。

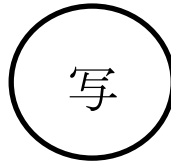
- 紙媒体により報告を行っている病床機能報告対象病院等においては、入院診療実績の報告について、月別の数ではなく年間合計数のみ報告すれば足りることとする。

なお、業務効率化を図る観点から、令和5年度を目途に、原則としてWEB等を活用した電子による報告とすることとし、紙媒体による報告については、やむを得ない事情がある場合に限ることとする方針であるため、令和3年度以降、可能な限り電子による報告を要請することとする。

2. その他の報告内容及び報告方法等について

別添3課長通知及び地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループの議論を踏まえ、従前から1年分（前年7月～報告年6月）の実績の報告を求めてきた新規入院患者数（予定入院・予定外入院別）や救急車の受入件数などについて、入院診療実績と同様、季節変動を踏まえた分析を可能とするため、月別の報告を求めた上で、報告対象期間を前年4月～報告年3月に変更しています。なお、当面の間、月別の報告は任意としています。

(別添2)



医政地発 0927 第 3 号
令和 3 年 9 月 27 日

(別記関係団体の長等) 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長

令和3年度病床機能報告の実施について

標記について、別添のとおり、各医療機関に対し周知しましたので、ご了知の上、各医療機関の報告が円滑に行われますようご配慮願います。

(別記)

公益社団法人 日本医師会

公益社団法人 日本歯科医師会 会長

一般社団法人 日本医療法人協会 会長

公益社団法人 全日本病院協会 会長

公益社団法人 全国自治体病院協議会 会長

公益社団法人 日本精神科病院協会 会長

一般社団法人 日本病院会 会長

一般社団法人 日本私立医科大学協会 会長

一般社団法人 全国公私病院連盟 会長

一般社団法人 国立大学附属病院長会議 常置委員長

一般社団法人 日本慢性期医療協会 会長

日本赤十字社 社長

社会福祉法人 恩賜財団済生会 会長

全国厚生農業協同組合連合会 会長

社会福祉法人 北海道社会事業協会 理事長

健康保険組合連合会 会長

独立行政法人 国立病院機構 理事長

独立行政法人 地域医療機能推進機構 理事長

独立行政法人 労働者健康安全機構 理事長

国立研究開発法人 国立がん研究センター 理事長

国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 理事長

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 理事長

国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 理事長

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 理事長

国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 理事長

国家公務員共済組合連合会 理事長

公立学校共済組合 理事長

日本私立学校振興・共済事業団 理事長

国立療養所松丘保養園 園長

国立療養所東北新生園 園長

国立療養所栗生楽泉園 園長

国立療養所多磨全生園 園長

国立駿河療養所 所長

国立療養所長島愛生園 園長

国立療養所邑久光明園 園長

国立療養所大島青松園 園長

国立療養所菊池恵楓園 園長

国立療養所星塚敬愛園 園長

国立療養所奄美和光園 園長

国立療養所沖縄愛楽園 園長

国立療養所宮古南静園 園長